

バイタルネット硬式野球部後援会会則

(名称)

第1条 本会は、バイタルネット硬式野球部後援会「黒獅子会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、バイタルネット硬式野球部（以下野球部という）の活動が円滑に推進できるように後援するとともに野球部の強化と健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 野球部の応援に関する事項
- (2) 野球部の活動へ寄与する事項
- (3) 野球部の活動に関する社内外への掲示
- (4) その他必要と認めたる事項

(事務局)

第4条 本会の事務局は株式会社バイタルネット本社内に置く。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 事務局 若干名
- (5) 会計監事 1名

(役員を選任)

第6条 役員は本会会員より選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、本会事業の一切を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
- (3) 幹事 会長の指示を受け、本会の運営業務にあたる。
- (4) 事務局 本事業の事務および会計業務を担当する。
- (5) 会計監事 本会の会計の監査及び運営事項の監査にあたる。

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は2年とし、再選を妨げない。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長および幹事をもって構成する。

2. 役員会は、会長又は副会長が必要と認めた時に開催する。
3. 役員会の決議事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業運営に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の改廃
 - (4) 本会の解散
 - (5) その他会長、副会長が必要と認めた事項

(役員会の定足数及び議決)

第10条 役員会は会長、副会長および幹事の2/3以上の出席によって成立する。

2. 役員会の決議は出席役員の2/3以上の同意により決する。
3. 役員会に出席できない幹事は、議案に賛否の意見を表明した書面により役員会に加わることができる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

(事業資金)

第12条 本会の事業資金は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(会員)

第13条 本会の会員は、㈱バイタルネット及びその関連会社の有志、または、本会の目的に賛同する個人及び法人で構成する。

(会員の区分)

第14条 会員の区分は次のとおりとする。

(1) 正会員

①個人正会員 原則として㈱バイタルネット及びその関連会社の役員及び従業員

(2) 賛助会員

①個人賛助会員 本会の目的に賛同する個人

②法人賛助会員 本会の目的に賛同する法人

(入会・脱会)

第15条 本会に加入または脱会を希望するときは、所定の手続きにより、事務局に届けるものとする

(会費)

第16条 本会の会費は次のとおりとし、会員の申出により2口以上の会費とすることができる。

(1) 個人正会員 1口 300円(月額)

(2) 個人賛助会員 1口 3,500円(年額)

(3) 法人賛助会員 1口 12,000円(年額)

(会費の徴収)

第17条 会費の徴収は次のとおりとする。

(1) 個人正会員 毎月の給与から天引きする。

(2) 個人賛助会員 入会または契約更新の時に現金にて徴収する。

(3) 法人賛助会員 入会または契約更新の時に現金にて徴収する。

(監査)

第18条 事務局は当該期間の決算書を4月に作成し、会計監事の監査を受け、役員会の承認を得るものとする。

付 則

- 1 本会則は平成15年4月1日より施行する。
- 2 平成19年4月1日一部改訂
- 3 平成26年4月1日一部改訂
- 4 令和1年4月1日一部改訂